

# 參考資料

## 前回会議のご指摘を踏まえた分析（国際比較分析）

- 国際比較分析について、国際比較が可能な被雇用者に係るモデル世帯を設定し、世帯収入と純負担率（（負担－給付）÷世帯収入）の関係について分析。
- 分析に当たっては日本及び諸外国の消費税負担を追加。

### 分析の基本的データ

対象	被雇用者（給与所得者）
給付	現金給付 ※参考として現金給付＋現物給付（国際比較なし）
負担	税（所得税、個人住民税、消費税）＋ 社会保険料 ※所得課税、社会保険料については、制度に基づき、一定の仮定を置いて計算した理論値 （注）個人住民税の額は、所得割、均等割及び森林環境税の合計額 ※消費税は平均消費性向等のデータを用いた推計値 ※厚生年金・協会けんぽ・雇用保険に加入
モデル世帯	夫婦・子二世帯（大人35歳、子ども2・5歳）【共働き】 単身世帯（大人25歳）
共働きの年収比	1：1（夫婦で同額の給与を得ている）
国際比較の対象	アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス
データ	現金給付＋負担：OECD tax benefit model（2024年）※日本は最新の制度を反映 現物給付：厚生労働省「ライフサイクルでみた社会保険料及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ」

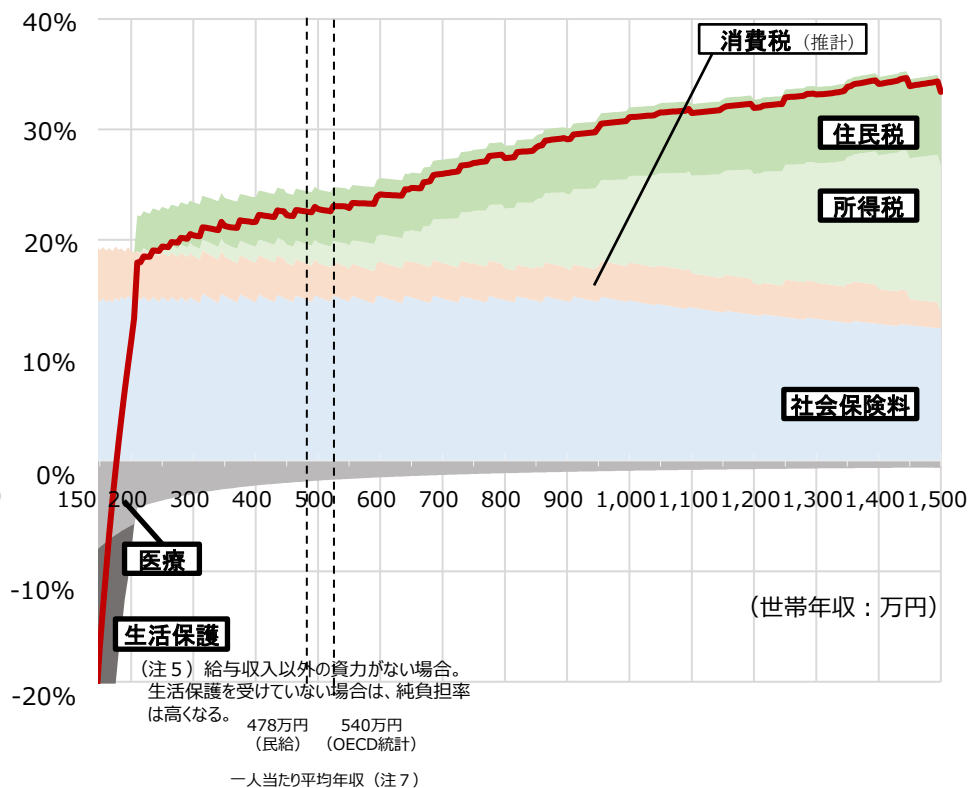
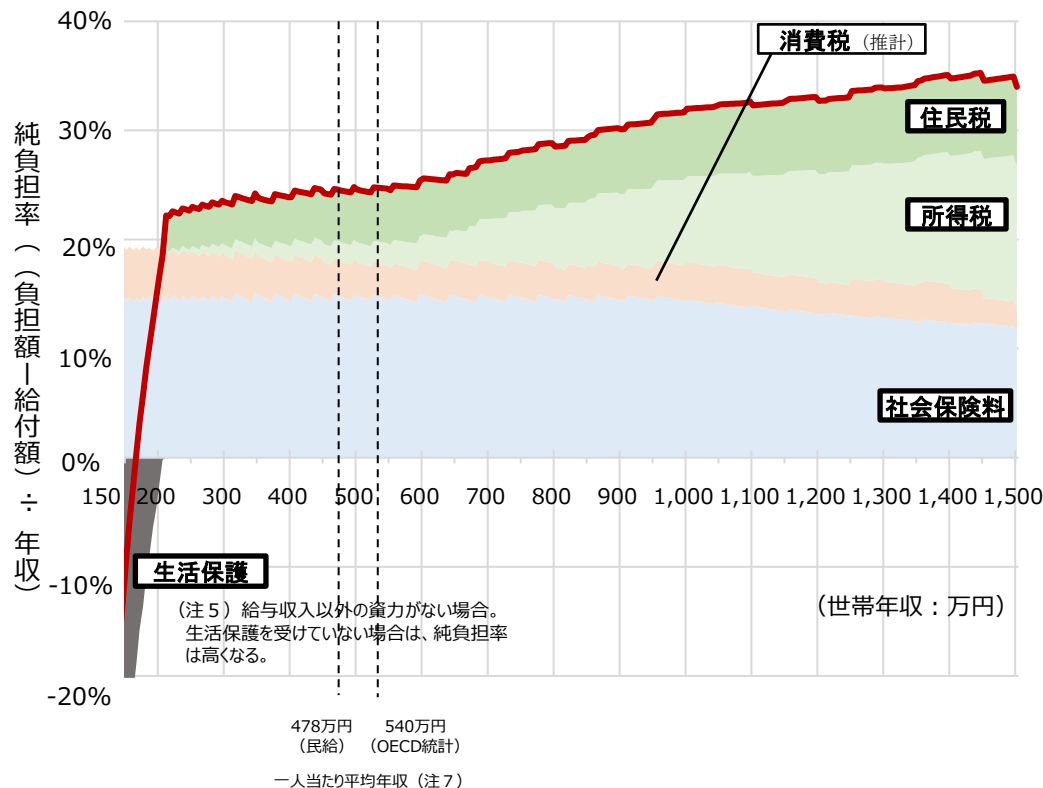
# 単身（被雇用者）の純負担率（現金＋現物給付）

単身（被雇用者）

○ 一人当たり平均年収以下の負担をみると、最も大きいのは社会保険料。個人住民税・消費税も一定割合を占める。  
 (注) 社会保険はリスク分散であり、給付は保険事故が生じた時に発生する。また、高齢期には老齢年金給付がある。

給付 = 現金給付

(参考) 給付 = 現金給付 + 現物給付



(注1) 単身（25歳）の民間給与所得者に該当するものとして試算している。横軸の世帯年収は、給与収入の金額を表している。  
 (注2) 所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。  
 (注3) 社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していると仮定して試算している（被用者負担分のみ）。また、ボーナスを給与3ヶ月分（年2回支給）と仮定して試算している。  
 (注4) 消費税については、給与収入にかかる可処分所得（給与収入-個人所得課税-社会保険料）に、令和6年全国家計構造調査（単身勤労者世帯）を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。  
 (注5) 生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは世帯収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。  
 (注6) 現物給付については、厚生労働省「ライフサイクルでみた社会保険料及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ」（令和4年度）を基に試算している。具体的には、年齢別に、医療に係る給付額から自己負担分を控除した純給付額を計算し、世帯構成に応じて試算している。純給付額は世帯年収によらず定額としている。  
 (注7) 国税庁「民間給与実態統計調査」（令和6年分）の1年を通じて勤務した給与所得者全体の平均賃金（478万円）とOECD “tax benefit model (version 2.7.1)”で示されている日本のフルタイム相当労働者の平均賃金（540万円）を記載している。  
 (出所) 翁（2026）の手法を基に内閣官房、こども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

## 前回会議のご指摘を踏まえた分析（高齢者の分析）

○ 高齢者についてモデル世帯を設定し、世帯収入と純負担率（（負担－給付）÷世帯収入）の関係について分析。

### 分析の基本的データ

対象	高齢者（年金受給者） ※非就労世帯
給付	現金給付 ※参考として現金給付＋現物給付
負担	税（所得税、個人住民税、消費税）＋社会保険料 ※所得課税、社会保険料については、制度に基づき、一定の仮定を置いて計算した理論値 （注）個人住民税の額は、所得割、均等割及び森林環境税の合計額 ※消費税は平均消費性向等のデータを用いた推計値 ※後期高齢者医療制度・介護保険（1号）に加入
モデル世帯	高齢単身世帯（75歳） 高齢夫婦世帯（75歳）
夫婦の年金収入	従たる受給者は基礎年金額（満額）で固定し、主たる受給者は増減すると仮定
データ	現金給付＋負担：最新の制度に基づき事務局において試算 現物給付：厚生労働省「ライフサイクルでみた社会保険料及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ」

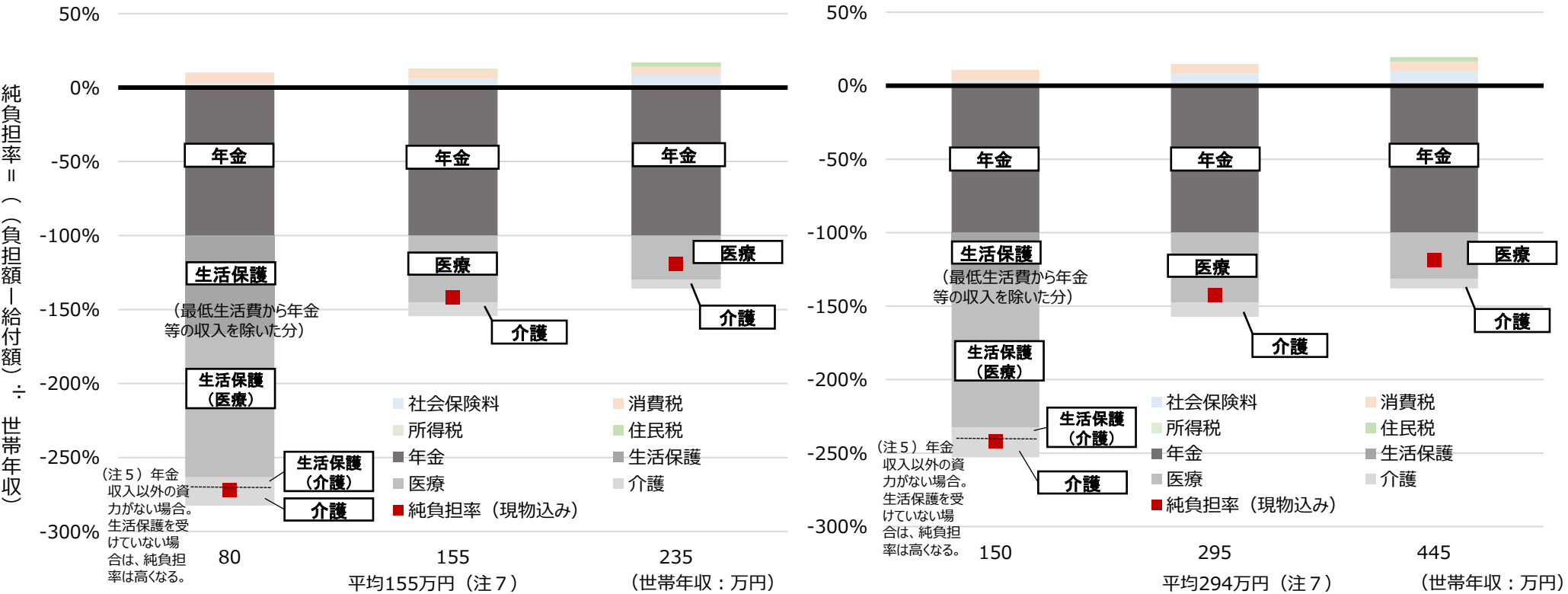
# 高齢者世帯（非就労世帯）の純負担率（現金＋現物給付）

○ 年金給付や医療・介護の現物給付等により受益超過となっている。

(参考) 給付 = 現金給付 + 現物給付

## 高齢単身世帯

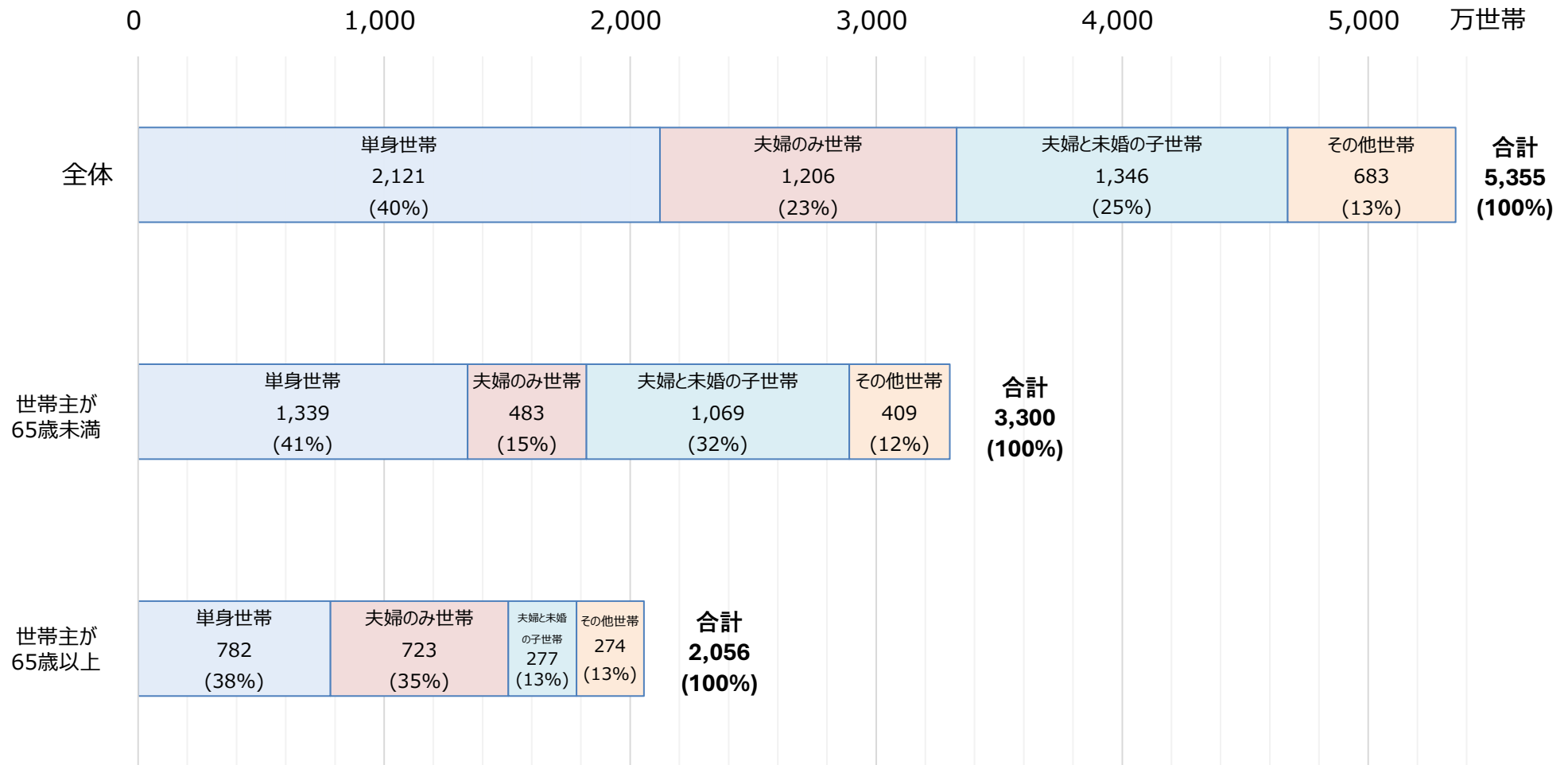
## 高齢夫婦世帯



- (注1) 単身(75歳)の年金受給者(非就労世帯)に該当するものとして試算している。世帯年収は、年金収入の金額を表している。  
夫婦(75歳)の年金受給者(非就労世帯)に該当するものとして試算している。世帯年収は、年金収入の金額を表している。従たる受給者の年金収入は基礎年金額(満額)で固定し、主たる受給者の年金収入は増減すると仮定。
- (注2) 所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。
- (注3) 社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、後期高齢者医療制度、介護保険に加入していると仮定して試算している。
- (注4) 消費税については、年金収入にかかる可処分所得(年金収入-個人所得課税-社会保険料)に、令和6年全国家計構造調査を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合(標準・軽減税率対象品目別)を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。平均消費性向は、65歳以上単身・二人以上無職世帯のデータを用いている。課税対象割合は、データ制約から、単身・二人以上勤労世帯のデータを用いている。
- (注5) 生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、年金等の世帯収入だけでなく、資産(預貯金・持ち家)の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給付収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。  
生活保護制度においては、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要(最低生活費)のうち、年金等の収入で満たすことのできない不足分を補う程度に保護を行うこととしている。
- (注6) 現物給付については、厚生労働省「ライフサイクルでみた社会保険料及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ」(令和4年度)を基に試算している。具体的には、年齢別に、医療、介護に係る給付額から自己負担分を控除した純給付額を計算し、世帯構成に応じて試算している。純給付額は世帯年収によらず定額としている。
- (注7) 厚生労働省「年金制度基礎調査(高齢年金受給者実態調査) 令和4年」より、65歳以上である単身世帯の平均額、ともに65歳以上である夫婦世帯の平均額を転記している。その平均額を100%として50%及び150%に相当する世帯収入(年金収入)の純負担率を示している(試算の都合上5万円単位の概数)。
- (出所) 翁(2026)の手法を基に、内閣官房、こども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

# 日本の世帯構成

- 日本の総世帯数は5,400万世帯弱。
- うち世帯主が65歳未満の世帯は3,300万世帯、65歳以上の世帯は2,100万世帯程度。



(出所) 総務省「令和6年全国家計構造調査」

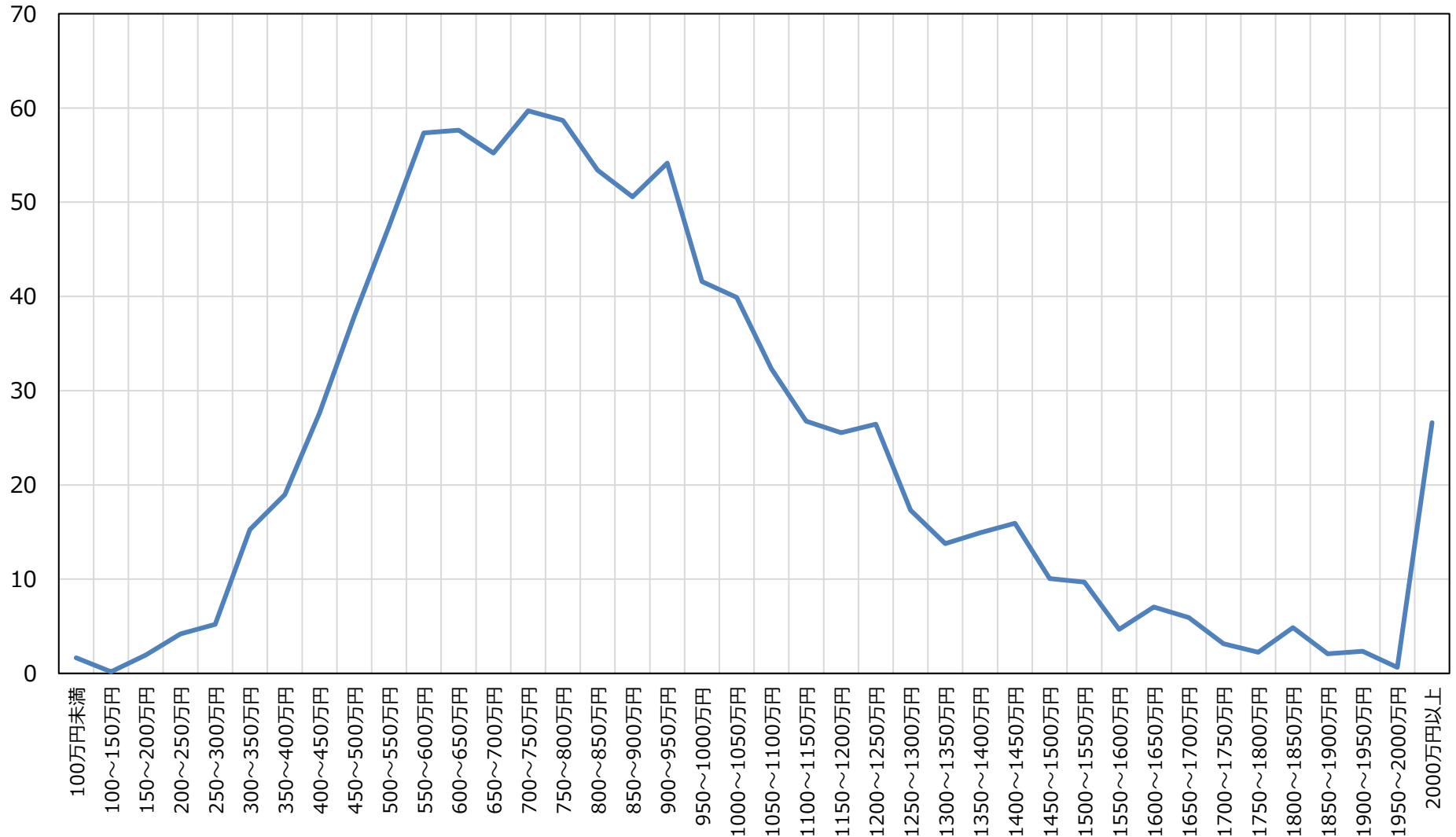
(注) 「その他世帯」には、夫婦と親の世帯、夫婦と子と親の世帯、ひとり親世帯等が含まれる。

# 収入分布【夫婦と未婚の子ども世帯】

※データ制約上、世帯主が65歳以上の世帯も含んでいる。

※末子が22歳以上で非就学の世帯を除いている。

(万世帯)

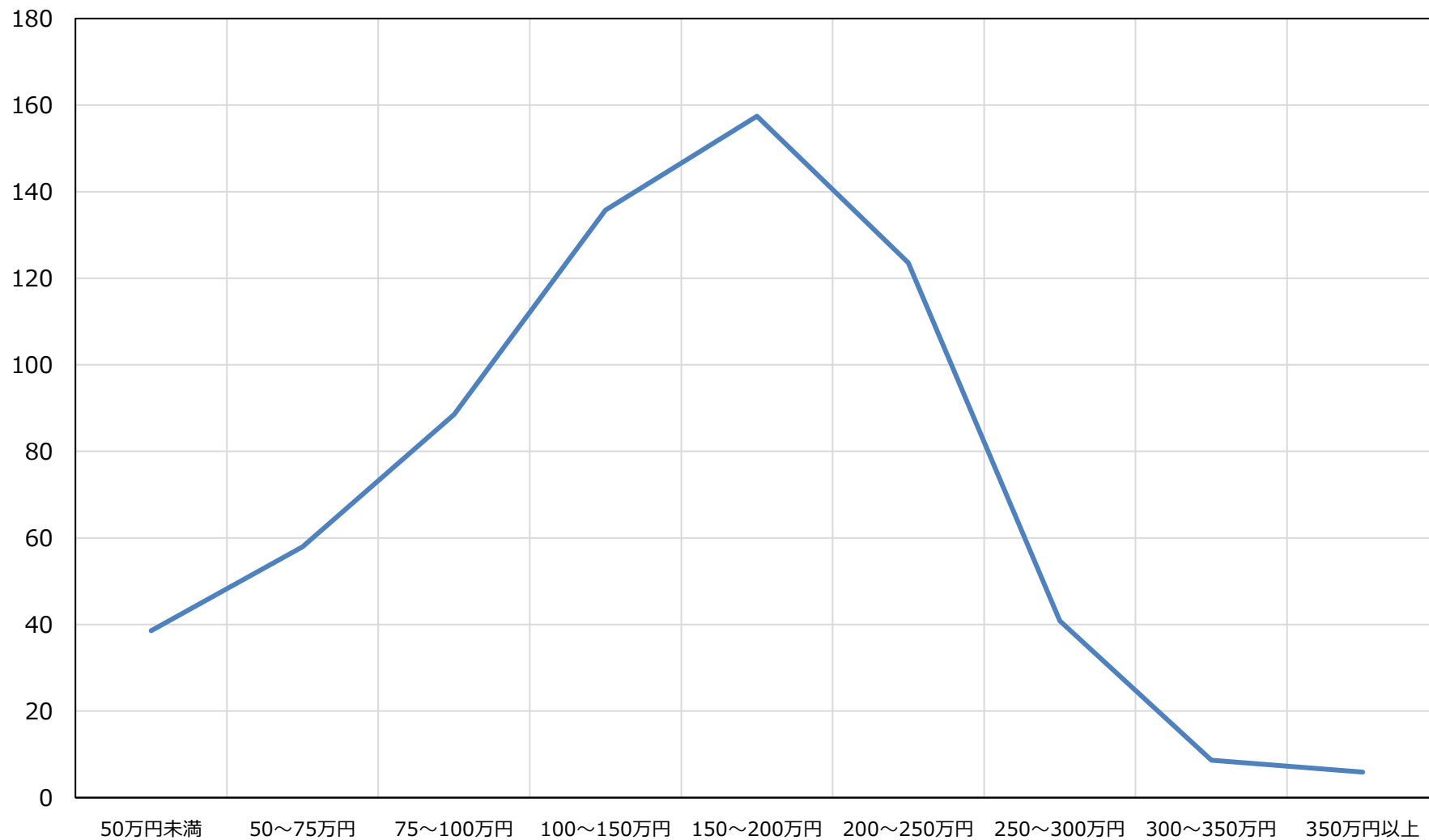


(注) 合計941万世帯

(出所) 総務省「令和6年全国家計構造調査」

# 公的年金収入分布 【65歳以上の単身世帯】

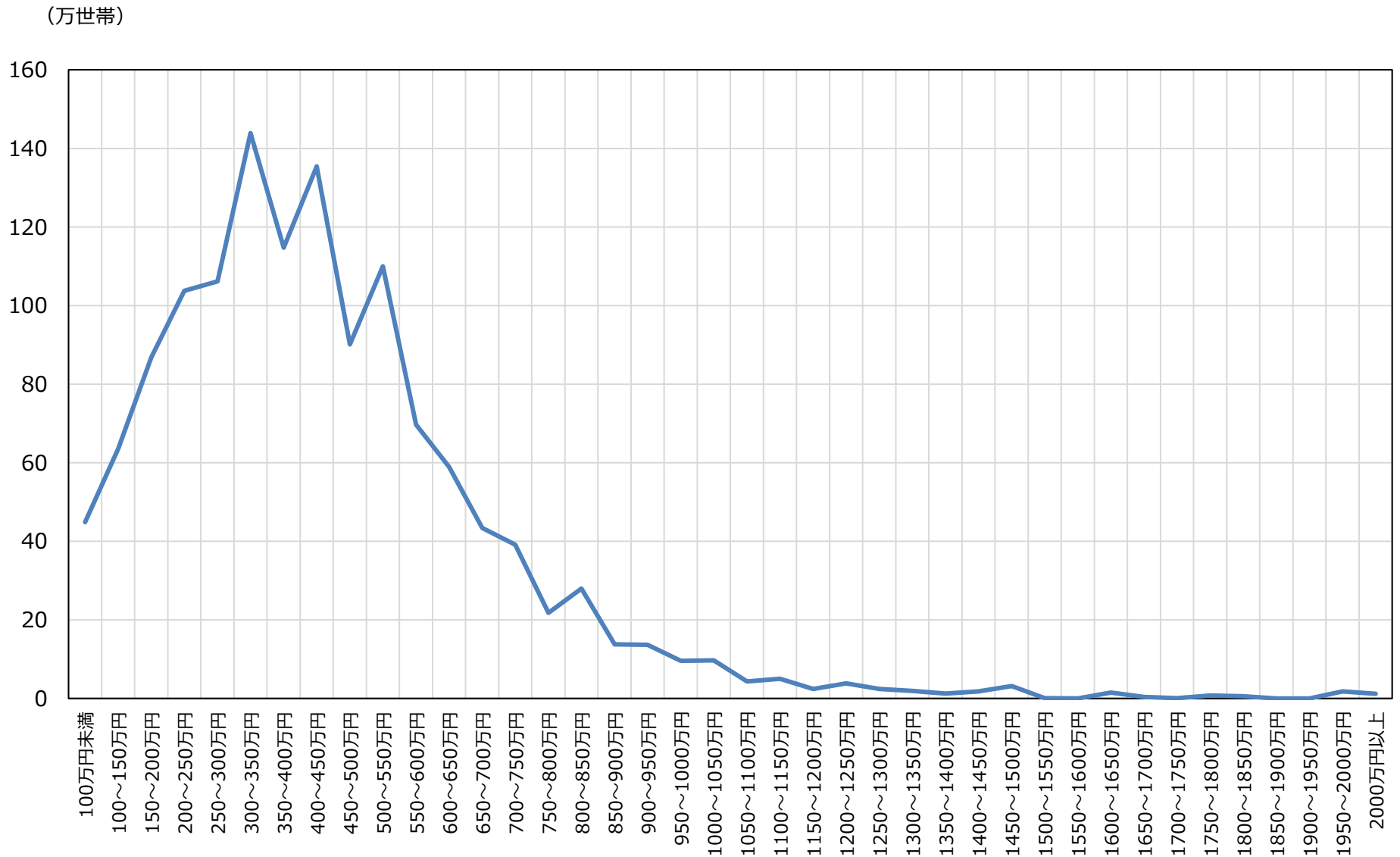
(万世帯)



(注) 合計657万世帯

(出所) 厚生労働省「年金制度基礎調査(老齢年金受給者実態調査) 令和4年」

# 收入分布【单身世帯（65歳未満）】

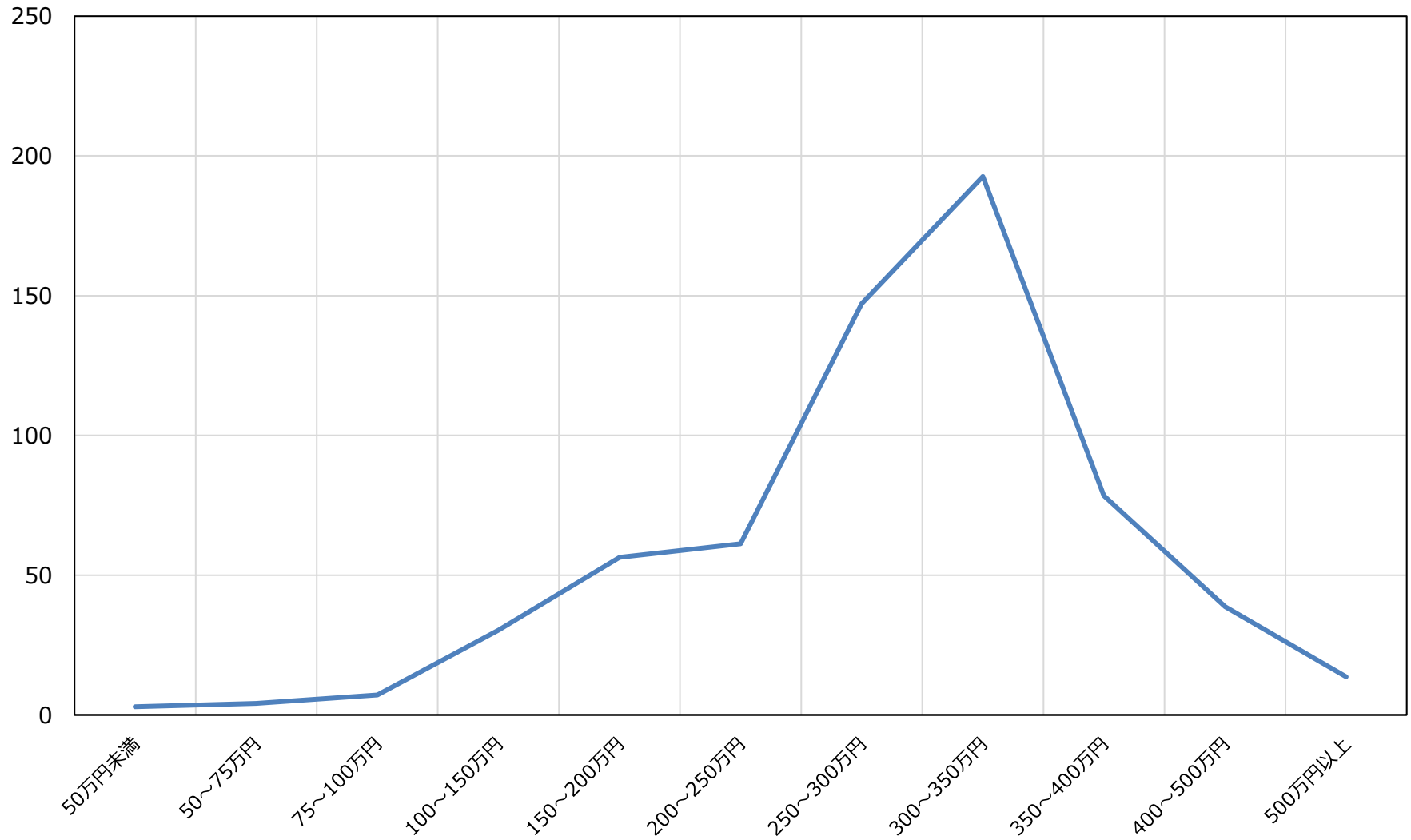


(注) 合計1,339万世帯

(出所) 総務省「令和6年全国家計構造調査」

# 公的年金収入分布 【共に65歳以上である夫婦のみ世帯】

(万世帯)



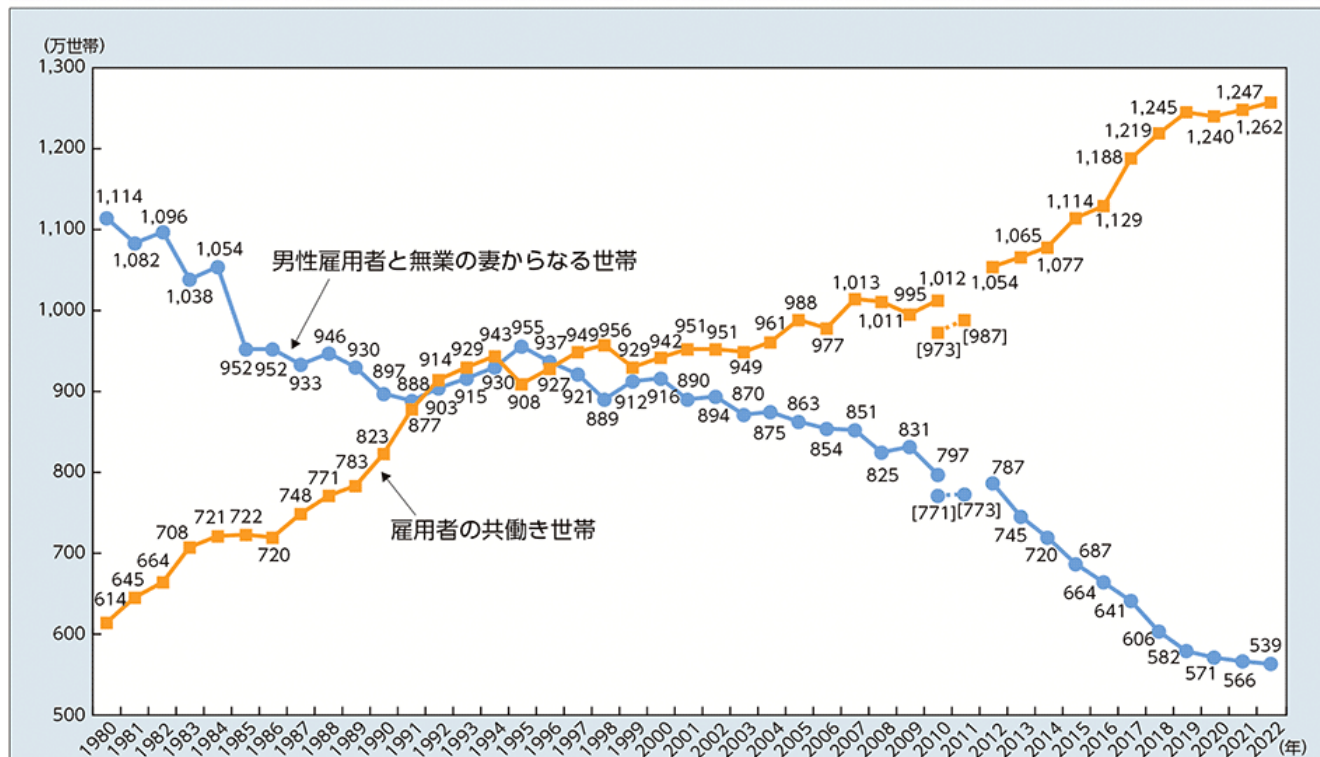
(注) 合計633万世帯 (下記調査における受給人数を2分の1したもの)

(出所) 厚生労働省「年金制度基礎調査 (老齢年金受給者実態調査) 令和4年」

# 共働き・片働き世帯数の推移

- 過去40年間、我が国の共働き世帯数は増加傾向にある一方、片働き世帯数（男性雇用者と無業の妻からなる世帯数）は減少傾向にある。
- 1990年代後半以降は、共働き世帯数が、一貫して片働き世帯数を超えており、その差は年々大きくなる傾向にある。

図表 1-1-3 共働き等世帯数の年次推移

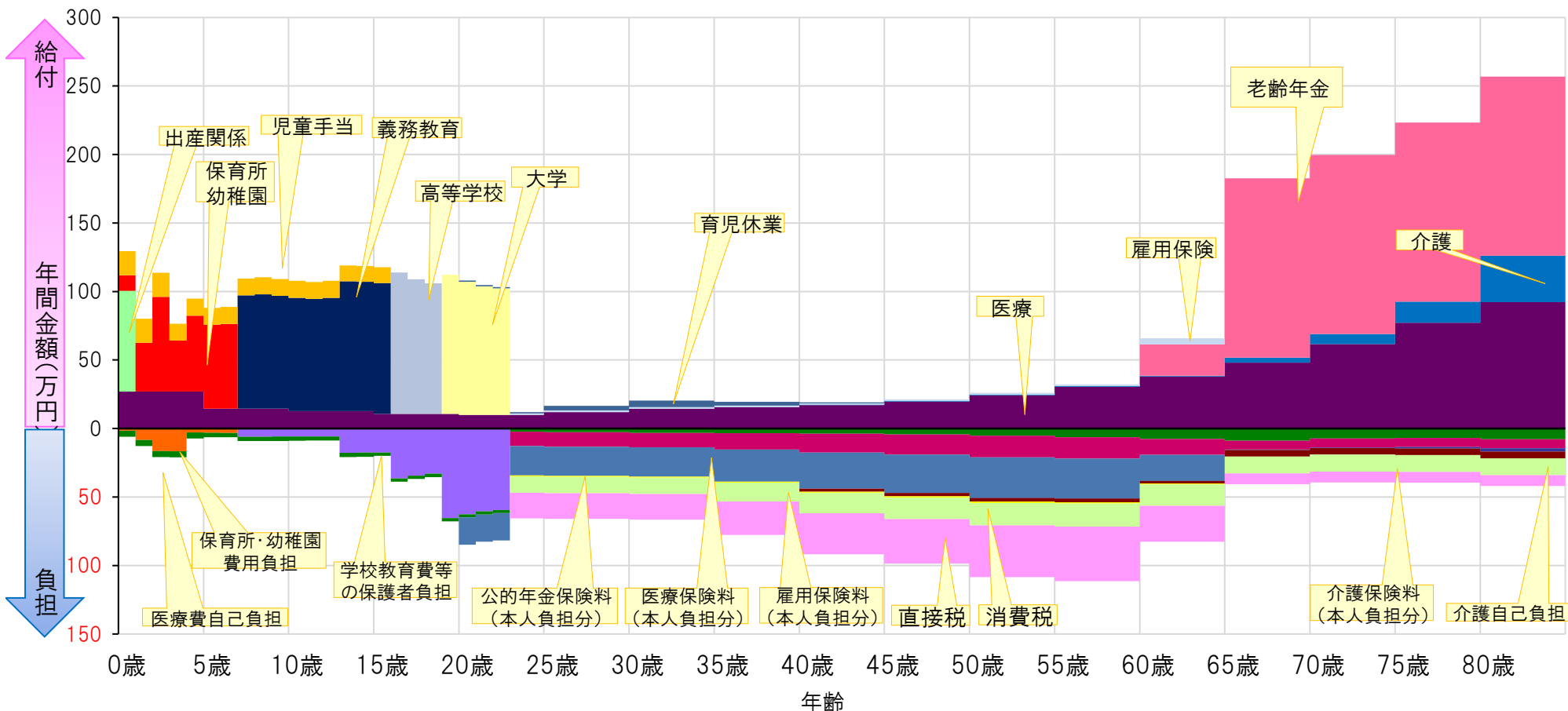


資料：1980～2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」

- (注) 1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、2017年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。2018年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
2. 「雇働者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
3. 2010年及び2011年の[ ]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

# ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ

- 平均的には、現役世代の間は税・社会保険料負担が給付を上回り、出生～就職前・高齢期には給付が負担を上回る。
- ただし、ライフサイクルとしてみれば現在の現役世代もいずれ高齢期を迎えること、**教育や保育の給付はこどもの育ちのみならず親の子育てを支援するものでもあること**、老親の生活費や医療介護といった私的扶養の社会化は**現役世代にとってもメリット**があることなどに留意が必要。



(出典) 各種統計を基に、厚生労働省にて推計。

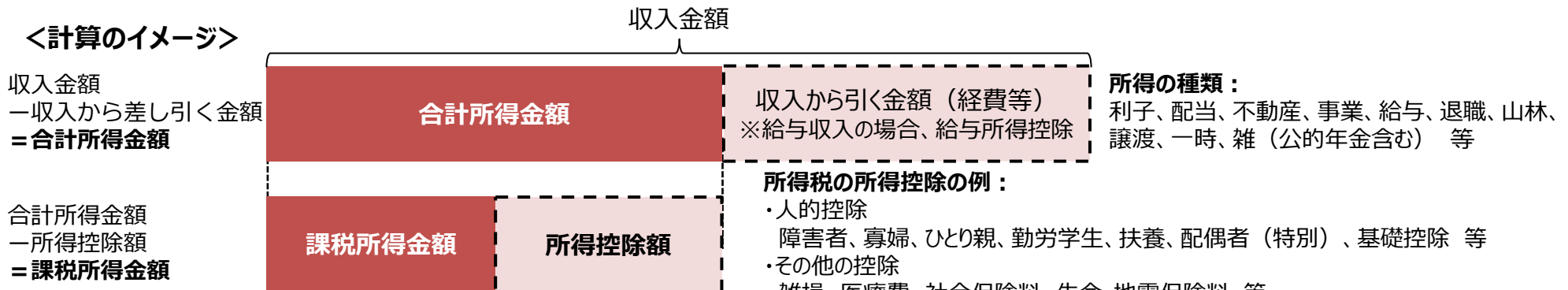
(注) 令和4年度(データがない場合は可能な限り直近)の実績をベースに1人当たりの額を計算している。

なお、こども・子育て支援については、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」(令和6年度から令和8年度を集中取組期間に設定)に基づき、各種制度を拡充しているところであるが、令和5年度以降の取組については実績値がないため反映していない。また、当該取組の財源として令和8年度から徴収を開始する子ども・子育て支援金についても同様。



		単位	負担内容（2026年4月時点）	事務の主体	
税	所得税	個人	課税所得金額に対して累進税率 課税最低限あり	国	
	消費税	個人	消費額の10%(軽減税率8%)	国	
	個人住民税	個人	課税所得金額の10% 課税最低限・非課税限度額あり ※合計所得金額の計算は、基本的に所得税と同じ。 適用される所得控除の種類や控除額は異なる場合がある。	自治体(約1,700自治体)	
社会保険	被用者保険		医療：報酬(上下限あり)の約5%(本人負担分)(75歳に達するまで) 年金：報酬(上下限あり)の約9%(本人負担分)(70歳に達するまで) 介護：報酬(上下限あり)の約1%(本人負担分)(40歳から65歳に達するまで) 雇用：報酬の0.5%(本人負担分)	医療：保険者(協会けんぽ・健保組合(約1,400)等) 年金：日本年金機構等 介護：保険者(市町村) 雇用：国	
	被用者保険以外	国保 (75歳に達するまで)	世帯	主に所得割(「旧ただし書所得」※に対して)と均等割(減額制度あり) ※合計所得金額から個人住民税の基礎控除額のみを引いた金額 (その他の所得控除は適用しない)	保険者(都道府県及び市町村・国保組合)
		後期高齢 (75歳から)	個人	所得割(「旧ただし書所得」※に対して)と均等割(減額制度あり) ※合計所得金額から個人住民税の基礎控除額のみを引いた金額 (その他の所得控除は適用しない)	保険者(後期高齢者医療広域連合) (保険料の徴収等は市町村が実施)
		国年 (60歳に達するまで)	個人	定額(免除・猶予制度あり)	自治体・日本年金機構 (保険料の徴収等は日本年金機構が実施)
		介護	個人	合計所得金額等に応じた所得段階別(減免制度あり)	保険者(市町村)

## <計算のイメージ>



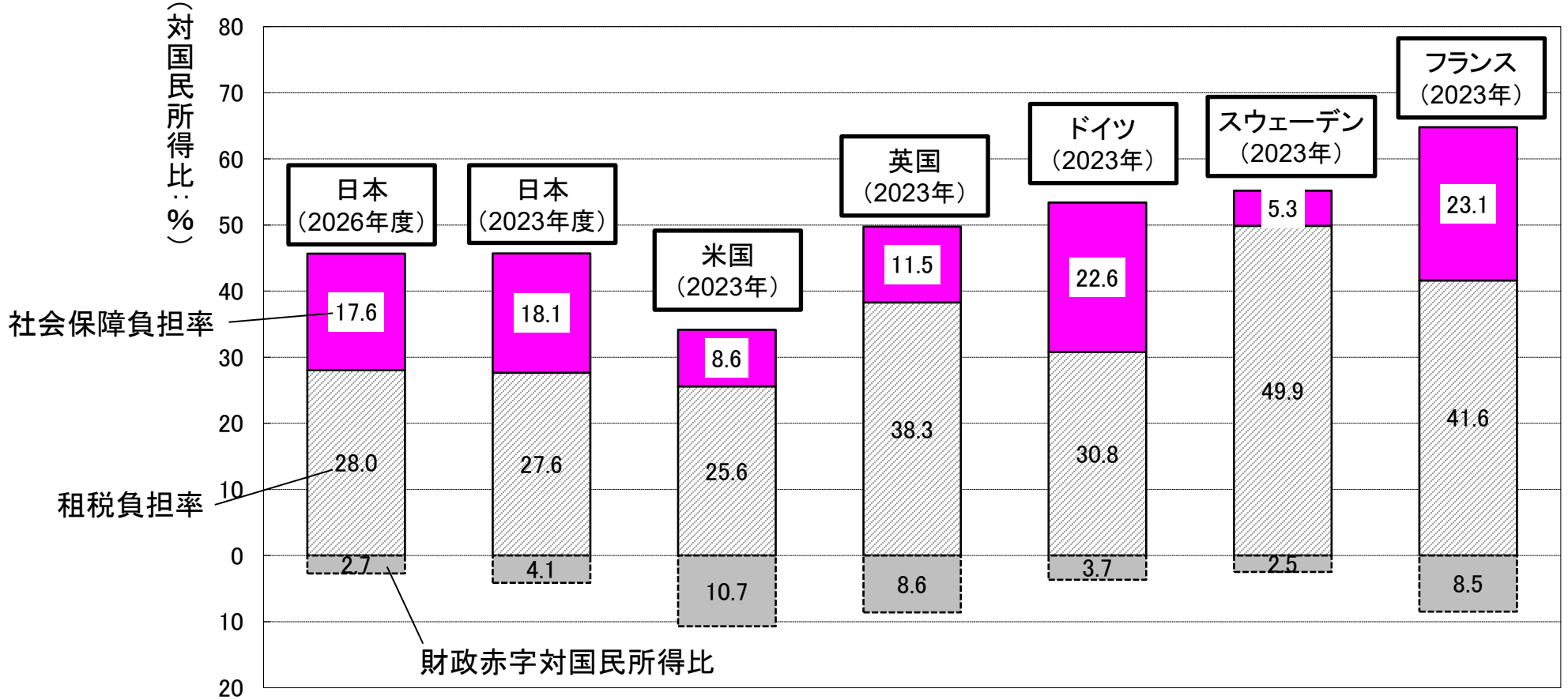
(注) 課税上の給与所得には株式報酬等の現物支給による給与や経済的利益を含む。社会保険料（被用者保険）が賦課される報酬には食事や住宅等の現物給与を含む。

# 国民負担率の国際比較（主要国）

○ 日本の国民負担率（対国民所得比）は、米国を除き、**主要国より低い**。

【国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率】

【潜在的国民負担率＝国民負担率＋財政赤字対国民所得比】



国民負担率	45.7 (32.7)	45.7 (32.6)	34.2 (26.1)	49.8 (36.2)	53.4 (39.8)	55.2 (36.3)	64.8 (45.7)
潜在的国民負担率	48.4 (34.7)	49.8 (35.5)	44.9 (34.3)	58.4 (42.5)	57.0 (42.6)	57.7 (37.9)	73.3 (51.7)

(注1) 日本の2026年度(令和8年度)は見通し、2023年度(令和5年度)は実績。諸外国は2023年実績値。





(対国民所得比: % (括弧内は対GDP比))

(注2) 財政収支は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

ただし、日本については、社会保障基金を含まず、米国については、社会保障年金信託基金を含まない。

(出典) 日本: 内閣府「国民経済計算」等 諸外国: OECD “National Accounts”、“Revenue Statistics”、“Economic Outlook 118”(2025年12月)、アメリカ商務省経済分析局・アメリカ社会保障庁

# 純負担率の分析で加味されている社会保障制度等

	 アメリカ	 イギリス	 ドイツ	 フランス	
生活扶助等 (Social Assistance)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 補充的栄養支援プログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ユニバーサル・クレジット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市民手当<sup>(注2)</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 積極的連帯所得手当</li> </ul>	
児童手当等 (Family Benefits)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童税額控除<sup>(注1)</sup></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家族手当</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 貧困家庭一時扶助(児童手当)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 低所得者向けの児童追加手当<sup>(注2)</sup></li> </ul>		
勤労手当等 (In-work Benefits)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 勤労所得税額控除</li> </ul>			—	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 活動手当</li> </ul>
住宅手当等 (Housing Benefits)	—		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住宅手当<sup>(注2)</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住宅手当</li> </ul>	

(注1) アメリカでは、子供を養育する中低所得者の負担軽減として、所得税の枠組みの中で児童税額控除が存在。

(注2) ドイツにおける、これらの手当のうち、①市民手当、又は②児童追加手当と住宅手当の合計額、のいずれか大きい方が支給される。

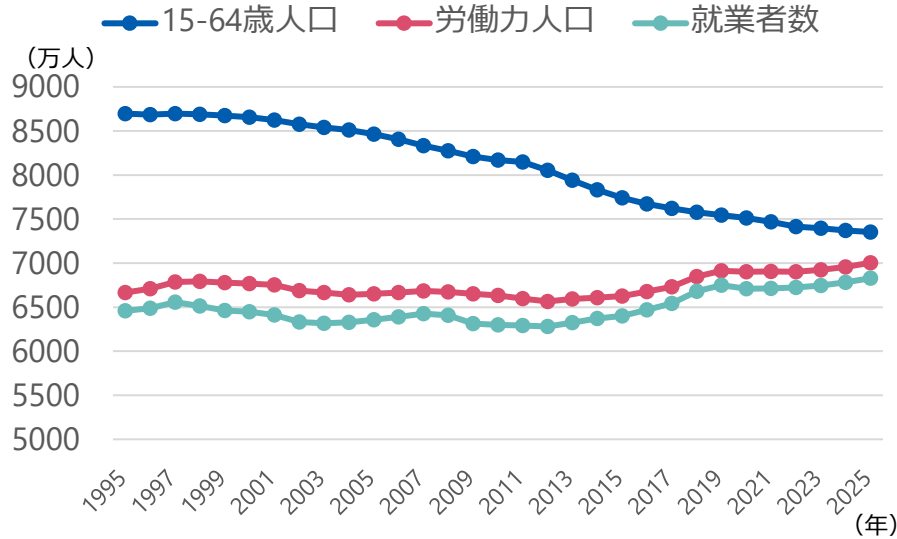
(備考) "The OECD Tax-benefit Model version 2.7.1" を基にした整理。

# 近年の就業者数の推移

○ 我が国では生産年齢人口が減少する中で、女性や高齢者の労働参加率の上昇により、就業者数は増加してきたが、適切な労働参加が進まなければ、就業者数は大きく減少すると推計されている。

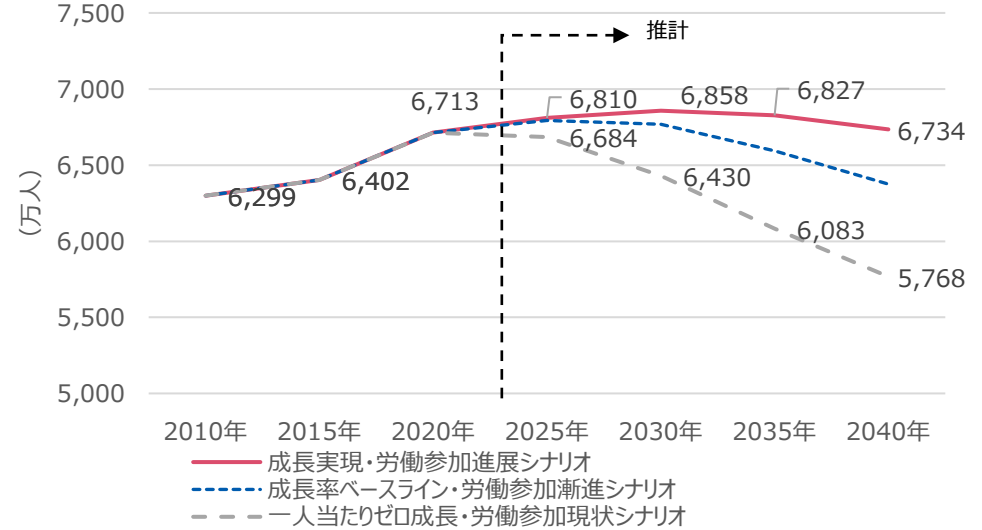
## ● 労働力人口・就業者数の推移

(出典) 総務省「労働力調査」より事務局作成。

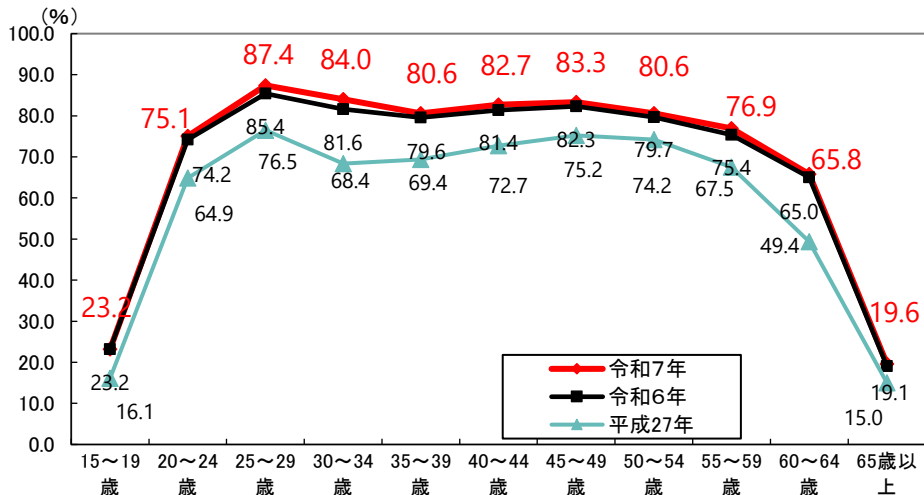


## ● 就業者数の将来推計

(出典) JILPT「2023年度版 労働力需給の推計」より事務局作成。

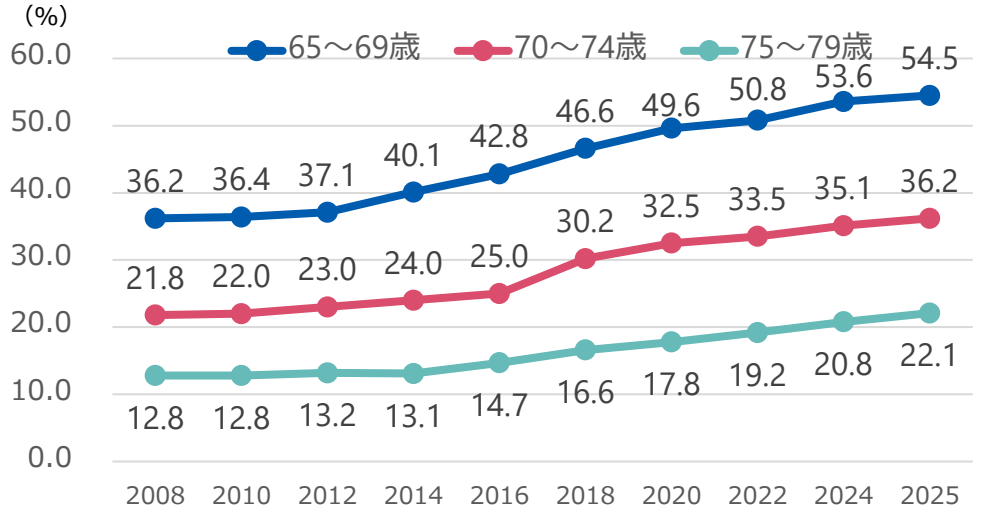


## ● 女性の年齢階級別就業率



(出典) 総務省「労働力調査」より事務局作成。

## ● 高齢者の就業率の推移

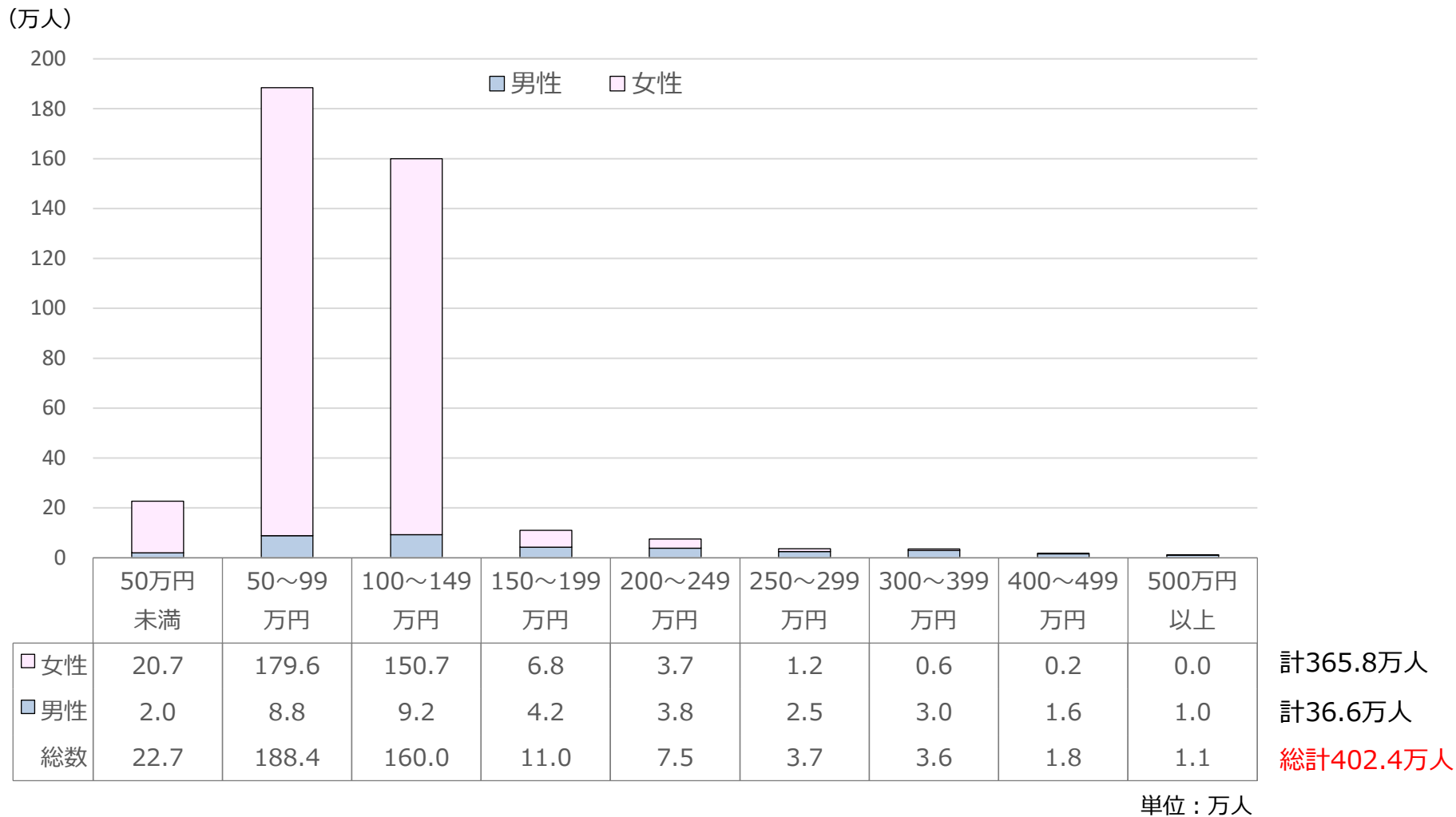


(出典) 総務省「労働力調査」より事務局作成。

(注1) 「就業率」とは、各年齢階級の人口に占める就業者の割合をいう。値は年平均。

# 就業調整の状況

○ 就業調整をしている有配偶者の数は**400万人**を超え、その**大半が年収50～99万円か100～149万円の収入帯に留まっている**。



(注) 有配偶者であって、「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」との問いに「している」と回答した者の数。

(出典) 総務省「令和4年就業構造基本調査」